

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
ビリングシステム株式会社
代表取締役社長 江 田 敏 彦

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年3月26日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年3月27日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続導入の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.billingjapan.co.jp>)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成23年1月1日から  
平成23年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復旧が進み、生産活動や輸出に回復の兆しが見られました。しかしながら、国内では原発事故に伴う影響や円高・雇用問題などの長期化が懸念され、総じて消費マインドは低調に推移いたしました。

また、海外においては、欧州における財政危機が深刻化するとともに新興国の経済成長も鈍化傾向が見られ、わが国を取り巻く経済環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、既存事業のサービス拡充と新規事業の開発に努めてまいりました。

業績全般につきましては、収納代行サービスが堅調に推移したこと、また資金繰り支援サービスが順調に拡大したことなどから、売上高は略、見込み通り推移しましたが、外国為替取引に関わるレバレッジ規制の更なる引下げなどの影響により、利益率の高いクイック入金サービスの取扱が減少したため、利益面は見込みを下回る結果となりました。

また、支払サポートサービスにおける信託スキーム組成に伴う支出や資金繰り支援サービスの資金調達コストが増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,368,628千円（前連結会計年度比9.6%増）、営業利益は205,850千円（同比5.3%増）、経常利益は199,252千円（同比2.7%増）、当期純利益は179,435千円（同比2.6%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### ■決済支援事業

当事業は、インターネットを利用した株式の売買、為替・金融先物取引に付随する銀行口座、証券口座（証拠金口座）間の資金移動をリアルタイムでサポートするクイック入金サービスと、通販事業者等、多数の集金が必要な企業へ各種の決済手段による収納情報をリアルタイムで一元管理する収納代行サービス及び複数取引先への一括送金業務をサポートする支払代行サービスであります。

当連結会計年度の決済支援事業の売上高は1,174,070千円、営業利益166,910千円となっております。

#### ■ファイナンス支援事業

当事業は、当社グループが提供している決済支援事業のサービスを利用して頂くことで蓄積される決済データに基づき、企業の回収期日と支払期日との間に生じる差に対し、資金繰りの支援を行うサービスであります。

当連結会計年度のファイナンス支援事業の売上高は177,459千円、営業利益は74,826千円となっております。

#### ■その他事業

当事業は、環境ビジネスに関連するサービスと決済支援事業・ファイナンス支援事業に直接紐づかない事業コンサルティングなどのサービスであります。

当連結会計年度のその他事業の売上高は17,098千円、営業損失は25,873千円となっております。

| 事業区分       | 売上高（千円）   | 構成比（％） |
|------------|-----------|--------|
| 決済支援事業     | 1,174,070 | 85.8   |
| ファイナンス支援事業 | 177,459   | 13.0   |
| その他事業      | 17,098    | 1.2    |
| 合計         | 1,368,628 | 100.0  |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は26,479千円であります。

その主なものは、クイック入金サービスなど商用のシステムサーバーの入替、自社利用ソフトウェア、不動産賃料収納管理システム構築のためのシステム開発投資等であります。

## ③ 資金調達の状況

当社グループにおきましては、設備資金などの所要資金は、主として自己資金にて充当し、ファイナンスサービスの所要資金のうち一部を金融機関からの短期借入金により調達いたしました。また、運転資金の一部を長期借入金により調達しております。

その結果、短期借入金当期末残高は572,000千円、長期借入金当期末残高は1年内返済予定長期借入金残高と合わせ142,500千円となりました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 11 期<br>(前連結会計年度)<br>(平成22年12月期) | 第 12 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成23年12月期) |
|---------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 1,248,770                          | 1,368,628                          |
| 経 常 利 益(千円)   | 194,004                            | 199,252                            |
| 当 期 純 利 益(千円) | 174,907                            | 179,435                            |
| 1株当たり当期純利益(円) | 11,282.16                          | 11,827.54                          |
| 総 資 産(千円)     | 4,969,528                          | 5,781,124                          |
| 純 資 産(千円)     | 1,533,228                          | 1,622,864                          |
| 1株当たり純資産額(円)  | 97,364.92                          | 106,045.66                         |

(注) 1. 第11期(平成22年12月期)より連結計算書類を作成しているため、第10期(平成21年12月期)以前については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 第 9 期<br>(平成20年12月期) | 第 10 期<br>(平成21年12月期) | 第 11 期<br>(平成22年12月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(平成23年12月期) |
|---------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 765,430              | 989,030               | 1,093,918             | 1,154,428                        |
| 経 常 利 益(千円)   | 144,330              | 188,361               | 174,582               | 177,745                          |
| 当 期 純 利 益(千円) | 130,817              | 180,452               | 169,852               | 173,345                          |
| 1株当たり当期純利益(円) | 8,723.42             | 11,639.84             | 10,956.12             | 11,426.08                        |
| 総 資 産(千円)     | 1,328,938            | 2,066,275             | 2,513,931             | 3,249,908                        |
| 純 資 産(千円)     | 1,154,088            | 1,334,541             | 1,504,393             | 1,582,509                        |
| 1株当たり純資産額(円)  | 74,442.92            | 86,082.76             | 97,038.88             | 105,304.04                       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金   | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------|---------|----------|---------------|
| トランスファーネット株式会社 | 5,680万円 | 66.0%    | 集金事務及び収納事務の代行 |
| 給与賞与株式会社       | 100万円   | 100.0%   | 決済支援          |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、企業の財務活動における決済等の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供しておりますが、当社グループの特色として、資金の回収業務の支援だけでなく、支払業務の支援を行っていること、そしてこれらを組み合わせて初めて可能となる資金繰りの支援を行っていることです。

資金の回収業務の支援につきましては、クイック入金サービスとしてオンライン証券、外国為替証拠金取引会社等でご利用いただいている他、収納代行サービスとして、保険金の回収等を行っております。また、資金の支払業務の支援につきましては、事業会社及び金融会社に提供しております。しかしながら、それぞれのサービスにおけるマーケットへの普及は未だ不十分であり、また資金繰りの支援につきましても限定的範囲での対応に留まっております。

このため以下の点を主要課題として認識するとともに、これまで以上の成長を目指し、事業価値の向上を推進してまいります。

##### ① 人材の確保と教育

当社グループは、証券会社、保険会社等金融機関を顧客としており、一度取引を開始すると、決済に関わる他の相談を受ける機会も多くなる傾向にあります。金融機関の決済関連ニーズにお応えするには、決済処理システムを熟知するとともに、様々な決済手段に関わるノウハウを持ち、これらを適切に組み合わせて最適な提案を行わなくてはなりません。こうした即戦力となる人材の採用には限りがありますので、社内でOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）による教育を強化し、コンサルティング能力の増強に努めるとともに、組織としての対応力の強化を図ってまいります。

##### ② アライアンスの強化

当社グループは、集金業務の効率化や地方営業拠点からの資金の集中等、物販を伴わない資金移動を行うサービスを提供できることに強みがあり、このようなサービスは多くの一般事業会社でもニーズが高く、大きなマーケットが見込めると考えております。一方、サービスをパッケージ化し自力でEC事業者に対して広く展開を図ることについては、当社グループの現在の規模では営業力が弱く、拡販については十分な対応ができていたとは言えません。当社グループとしては、金融機関等の大企業に対する提案型営業と、そこで培ったノウハウを活用して、EC事業者等の一般事業者へ営業を展開し、バランスのとれた顧客ポートフォリオの構築が必要と考えております。

当社グループの一層の成長のためには、自社での営業人員の育成とともにアライアンス強化が必須であると認識し、強化してまいります。

③ システム増強

決済サービスは一種の社会的インフラでもあり、高度なセキュリティと信頼性の高い安定したシステム運用が求められます。インターネットをとりまく技術革新は日進月歩ですが、当社グループは、新しい技術を積極的に取り入れ、引き続き質の高い運用環境の維持と運用要員の確保に注力してまいります。

④ 環境ビジネスへの取組み

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の改正により、一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場は、拠点毎にエネルギー使用量を国へ報告することが義務付けられております。平成20年度の法改正により、平成22年4月より、これまでの事業所毎のエネルギー管理から企業全体での管理に変更となりました。当社グループでは、各事業所の支払・請求業務の代行を通じて、支払情報に基づいたエネルギー使用量をデータベース化し、環境データの収集業務の効率化を支援してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年12月31日現在）

| 事業区分       | 主要サービス                         |
|------------|--------------------------------|
| 決済支援事業     | クイック入金サービス、収納代行サービス、支払サポートサービス |
| ファイナンス支援事業 | 資金繰り支援サービス                     |

(6) 主要な営業所（平成23年12月31日現在）

| 名称             | 所在地        |
|----------------|------------|
| 当社             | 本社：東京都千代田区 |
| トランスファーネット株式会社 | 本社：東京都千代田区 |
| 給与賞与株式会社       | 本社：東京都千代田区 |

(7) 使用人の状況（平成23年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門       | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|------|-------------|
| 決済支援事業     | 4名   | 一名          |
| ファイナンス支援事業 | 3名   | 一名          |
| その他事業      | 2名   | 2名増         |
| 全社（共通）     | 21名  | 1名増         |
| 合計         | 30名  | 3名増         |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 30名  | 3名増       | 39.4歳 | 3.7年   |

(8) 主要な借入先の状況（平成23年12月31日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 400,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 172,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 142,500千円 |

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況（平成23年12月31日現在）

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 60,812株               |
| ② 発行済株式の総数   | 15,028株（自己株式475株を除く。） |
| ③ 株主数        | 991名                  |
| ④ 大株主（上位10名） |                       |

| 株主名                   | 持株数    | 持株比率  |
|-----------------------|--------|-------|
| 江田敏彦                  | 1,475株 | 9.81% |
| 株式会社ソフィアホールディングス      | 1,214株 | 8.07% |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ      | 1,100株 | 7.31% |
| 窪小谷隆                  | 821株   | 5.46% |
| キャノンITソリューションズ株式会社    | 525株   | 3.49% |
| 株式会社大塚商会              | 500株   | 3.32% |
| 住原智彦                  | 453株   | 3.01% |
| 柿久保譲                  | 427株   | 2.84% |
| ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社 | 311株   | 2.06% |
| 白河電子工業株式会社            | 310株   | 2.06% |

(注) 当社は、自己株式475株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年12月31日現在）

| 発行決議日                       |                   | 平成17年3月24日                                  | 平成18年3月22日                                  |
|-----------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 新株予約権の数                     |                   | 305個                                        | 673個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 305株<br>(新株予約権1個につき1株)                 | 普通株式 673株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり<br>160,000円<br>(1株当たり 160,000円)  | 新株予約権1個当たり<br>200,000円<br>(1株当たり 200,000円)  |
| 権利行使期間                      |                   | 平成19年3月25日から<br>平成27年3月24日まで                | 平成20年3月23日から<br>平成28年3月22日まで                |
| 行使の条件                       |                   | (注)                                         | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数： 305個<br>目的となる株式数： 305株<br>保有者数： 2人 | 新株予約権の数： 623個<br>目的となる株式数： 623株<br>保有者数： 3人 |
|                             | 社外取締役             | —                                           | —                                           |
|                             | 監査役               | —                                           | 新株予約権の数： 50個<br>目的となる株式数： 50株<br>保有者数： 1人   |

(注) 行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了による退任、定年退職及び転籍その他の正当な理由の存する場合はその限りではない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成23年12月31日現在）

| 会社における地位       | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                          |
|----------------|-------|-------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長兼CEO    | 江田 敏彦 | トランスファーネット株式会社取締役                                     |
| 取締役CFO兼管理本部長   | 住原 智彦 | 給与賞与株式会社代表取締役<br>トランスファーネット株式会社監査役                    |
| 取締役CMO兼営業本部長   | 金山 佳正 |                                                       |
| 取締役CTO兼システム本部長 | 高松 広明 |                                                       |
| 取締役            | 大光寺 尚 | 株式会社N T Tデータフロンティア代表取締役常務                             |
| 常勤監査役          | 窪小谷 隆 |                                                       |
| 監査役            | 松尾 眞  | 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社カプコン社外取締役<br>東レ株式会社社外監査役 |
| 監査役            | 山田 啓介 | 公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰                                    |

- (注) 1. 取締役大光寺尚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松尾 眞及び山田啓介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、監査役山田啓介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 45,720千円

監査役 4名 16,440千円（うち社外監査役 3名 2,400千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役1名については、報酬を支払っておりません。
3. 上記には、平成23年3月25日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外監査役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第8回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第8回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 先 及 び 兼 職 の 内 容                                   |
|-------|---------|-------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 大 光 寺 尚 | 株式会社N T Tデータフロンティア代表取締役常務                             |
| 監 査 役 | 松 尾 眞   | 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社カプコン社外取締役<br>東レ株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | 山 田 啓 介 | 公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰                                    |

(注) 監査役松尾 眞氏が兼職している桃尾・松尾・難波法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。その他、上記の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 取締役 大光寺 尚 | 当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席しており、決済業務に係る専門の見地及び経営の観点より毎回発言を行っております。     |
| 監査役 松尾 眞  | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回すべてに出席しており、法律の専門家としての専門の見地より毎回発言を行っております。 |
| 監査役 山田 啓介 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会11回すべてに出席しており、公認会計士としての専門的見地より毎回発言を行っております。  |

(注) 1. 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。  
2. 社外監査役山田啓介氏は、平成23年3月25日開催の第11回定時株主総会において選任されております。同日以降の当事業年度における取締役会は16回、監査役会は11回であります。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、50万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 24,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させる。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行う。各部署を担当する役員は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定プロセスの簡素化等により経営会議における意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については取締役会の合議により慎重な意思決定を行う。

### ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社が子会社と取引を行う場合は、法令に従い適切に行うとともに、当社に定期的に財務状況等の報告を行わせることとする。

### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときには、監査役に報告する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、企業の決済業務と多数の金融機関を一元的に結び、様々な決済ソリューションを提供することを目的に、平成12年6月に設立されました。当社の創業者は、銀行における23年の実務経験の中で、企業間決済や資金運用機能の開発に携わってまいりましたが、多くの企業から寄せられる決済処理や資金繰り業務の効率化の要望に、金融機関が提供する機能やサービスだけでは十分に答えられないという事態に直面しておりました。そこで、当社は、金融機関という立場では様々な制約もあることを踏まえて、系列を超えた真にユーザーサイドに立ったサービスの実現を図ることを目指してまいりました。

企業の決済処理と資金繰りを効率化するためには、取引先の利用するすべての銀行との連携、そして十分な情報伝達と処理スキームの共有が必要となります。そこで、当社は、インターネットを利用した決済基盤の構築を通して、各種金融機関のサービスと連携して利用できる独自の決済プラットフォームを構築してまいりました。金融機関等決済機関はそれぞれ使用するシステムが異なりますが、当社では企業から受け取った決済等の情報を、必要な決済機関に合致したデータに変換して伝達いたします。これ

により、企業は決済機関毎に決済等の情報を送付しなくとも、当社とアクセスすることで一括して決済等の業務を完結させることが可能となります。

こうした事業に携わる当社の社員は、決済業務を知り尽くした専門家集団であり、高いコンサルティング力を有しております。そして、かかる専門知識を活かして顧客企業の事業モデルに即した効率化とコスト削減を実現する決済手段を提案しております。

この結果、インターネットを利用した個人投資家の株式の売買、為替・金融先物取引に付随する銀行口座、証券口座（証拠金口座）間の資金移動をリアルタイムでサポートする「クイック入金サービス」は一種業界の標準サービスとなり、現在約80社で利用されております。また、自賠責保険に関わる損害保険業界の共通のシステム（e-JIBAI）において収納代金の回収業務を受託しており、これも損害保険業界の標準サービスとなっております。

当社の顧客は、このように証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社といった金融庁が所管する金融機関が多く、当社はアウトソーシング先として、当局が要求する事務、システム、オペレーションにおける一定の水準をクリアすることが求められており、当社の提供する「決済情報プラットフォーム」は、企業活動の合理化を支援するサービスとして一種の社会インフラともなっております。

このような決済関連サービスを提供する中で、当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様への共同の利益の確保・向上に資さない株券等の大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

## ② 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

### イ. 当社の企業価値の源泉

#### i 高い専門性

当社の営業は、個々の企業ニーズに合わせた決済処理と資金繰りの効率化についての提案型営業が主体であり、規格化された商品をマスマーケットに拡販する営業とは異なります。このため決済やファイナンスに関わる高度の専門的知識が求められております。当社の設立当初は創業者のかかるノウハウに依存していましたが、その後OJTによる教育の浸透、また信販会社、銀行、ノンバンク、証券会社等の出身者が入社したこともあり、組織としての高い専門性を有するようになっております。

特に、企業間取引における決済業務の効率化のみならず、売掛債権の早期資金化等資金繰りの支援を組み合わせることにより、より広範囲な企業ニーズに応えることができるようになりました。個々のサービスについては例えば収納代行会社、ファイナンスカンパニー等が提供しておりますが、決済業務の効率化と、資金繰りの支援を組み合わせたサービスとして提供している例は他にございません。

#### ii 提携金融機関と顧客企業

当社の最大の強みは、大手銀行、ネット銀行、ゆうちょ銀行等多数の金融機関との提携により、決済業務における中継システム

として統合的な決済基盤を確立していることです。設立以来築き上げてきた金融機関との連携は、システム面のみならず、人的ネットワークも含めた幅広いものです。こうした基盤の構築により、顧客企業にかつてない利便性の提供を可能にしております。

また、当社の主要顧客は、証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社等の金融関連企業となっております。こうした企業との取引は、一度取引を開始させていただくと、継続的な取引につながるケースが多々あります。

このような顧客資産と提携金融機関のネットワークは当社にとって最大の財産であり、今後とも一層取引深耕を図っていくことが必要となります。

### iii 企業風土と健全な財務体質

決済サービスは、物の販売等の経済活動の裏側にある、謂わば黒子のような存在ですが、なくてはならない一種の社会インフラとも言えます。そして、これを支えるには堅牢なシステムとオペレーションが必要です。また業務に携わる社員には、高い倫理観と、誠実性が求められております。このように、当社は、縁の下の力持ち的な存在であることから、当社社内でも堅実な成長を求め続ける企業風土が定着しているとともに、当社としても、それを維持することが重要となっております。当社では、創業以来培ってきたノウハウに加えて、こうした堅実、誠実な企業としての姿勢があいまって、安心、安全、安定したサービスを提供できる体制が構築できているものと認識しております。

また、こうしたサービスを支える企業にとっては、財務体質の健全化が取引先の信頼を確保するために重要となるため、当社は、極めて健全な財務体質を維持しており、今後の事業拡大における設備投資、人的投資、企業買収等にも迅速に対応できる資金力を保有しておりますが、こうした財務体質の健全性も、当社の成長の礎となっております。

### ロ. 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のためには、既存ビジネスの拡大と新規ビジネスへの取組みが必須であると認識しております。

当社の決済支援サービスの主力商品としてクイック入金サービス、収納代行サービスがございますが、今後はこれらに加え、送金事務代行サービスの新スキームの構築を図り、資金の回収に加え、資金の支払業務

のサポートも強化してまいります。

また、ファイナンス支援サービスについては、金融会社との連携により、より広範なニーズに対応できるよう注力してまいります。

さらに、本邦の中小企業が海外（中国）で商品、製品、サービス等を販売するにあたり、それを支援する決済基盤の構築を図り、更に中国での展開と並行し、アジア地域全般で利用できる本邦企業のための貿易・決済の基盤構築を目指してまいります。

#### ハ. 株主還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しております。これまで利益配分においては、経営体質の強化と将来の成長に備えて内部留保の充実を優先させていただいておりましたが、平成22年度期末の配当につきましては、当社株式を長期保有していただいております株主への利益還元として、一株当たり3,000円の期末配当を実施いたしました。当社には税務上の繰越欠損金がございますが、欠損金解消後は純利益の35%程度を目処として配当を実施する方針です。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

#### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量の買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成23年8月12日開催の取締役会の決議に基づき、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランの概要は次のとおりです。

#### イ. 本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランは、特定株式保有者等の議決権割合を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。）を対象とし、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。

#### ロ. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者等のいずれかに該当する者の中から選任されます。

#### ハ. 大量買付ルールの概要

大量買付者が大量買付行為を行う前に、当社代表取締役に対して買付意向表明書を当社所定の書式にて提出していただき、当社取締役会は、かかる大量買付行為に関する評価、検討に必要な情報の提供を求め、大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ニ. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として対抗措置は採りません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様にご判断を委ねます。

但し、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

#### ホ. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

#### ヘ. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成24年3月27日開催の第12回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとしておりますが、本定時株主総会において継続のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は平成27年3月に開催予定の定時株主総会の終結の時

まで延長されるものとし、以後も同様とします。

なお、有効期間の満了前であっても、本プランは、株主総会又は取締役会の決議により廃止が可能です。

④ 基本方針の実現のための取組みについての当社取締役会の判断及びその理由

イ. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②）について

上記②「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を導入的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③）について

i 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

ii 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(i) 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

(ii) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

本プランの発効は当社取締役会決議によるものですが、当社は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを継続させていただく予定であります。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとされており、対抗措置の発動に関しても株主の皆様の意思が反映されることとなります。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

(iii) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

a 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされて

おり、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

b 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(iv) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、毎事業年度における配当は、期末と中間の2回行うことができることとしております。

これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

当期の配当につきましては、今後も引き続き企業価値の向上に努める所存ですが、同時に当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として、配当を実施させていただくこととし、1株当たり3,000円の期末配当を予定しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,616,844</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>4,041,913</b> |
| 現金及び預金             | 3,648,346        | 買掛金                  | 47,642           |
| 売掛金                | 510,968          | 短期借入金                | 572,000          |
| 買取債権               | 1,138,032        | 1年内返済予定の長期借入金        | 30,000           |
| 商 品                | 49,901           | 未払金                  | 427,592          |
| 仕掛品                | 2,088            | 未払法人税等               | 13,094           |
| 繰延税金資産             | 61,595           | 預り金                  | 2,913,782        |
| その他                | 206,699          | その他                  | 37,801           |
| 貸倒引当金              | △788             | <b>固 定 負 債</b>       | <b>116,346</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>164,280</b>   | 長期借入金                | 112,500          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>19,432</b>    | 資産除去債務               | 2,966            |
| 建物附属設備             | 7,996            | 繰延税金負債               | 880              |
| 器具備品               | 11,435           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>4,158,260</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>58,970</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| ソフトウェア             | 21,554           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,593,654</b> |
| のれん                | 13,478           | 資本金                  | 1,154,088        |
| その他                | 23,937           | 利益剰余金                | 488,286          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>85,877</b>    | 自己株式                 | △48,720          |
| 投資有価証券             | 51,000           | 少数株主持分               | 29,210           |
| その他                | 37,206           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,622,864</b> |
| 貸倒引当金              | △2,329           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>5,781,124</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,781,124</b> |                      |                  |

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成23年1月1日から)  
(平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金      | 額         |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                       |        | 1,368,628 |
| 売 上 原 価                     |        | 805,262   |
| 売 上 総 利 益                   |        | 563,365   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 357,515   |
| 営 業 利 益                     |        | 205,850   |
| 営 業 外 収 益                   |        |           |
| 受 取 利 息                     | 1,759  |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 500    |           |
| そ の 他                       | 455    | 2,714     |
| 営 業 外 費 用                   |        |           |
| 支 払 利 息                     | 8,215  |           |
| 支 払 手 数 料                   | 1,097  |           |
| そ の 他                       | 0      | 9,313     |
| 経 常 利 益                     |        | 199,252   |
| 特 別 利 益                     |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 36     | 36        |
| 特 別 損 失                     |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 1,023  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 1,871  |           |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額         | 88     | 2,983     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |        | 196,305   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 11,789 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △349   | 11,439    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 184,866   |
| 少 数 株 主 利 益                 |        | 5,430     |
| 当 期 純 利 益                   |        | 179,435   |

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年1月1日から)  
(平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |         |         |           | 少数株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------|-----------|---------|---------|-----------|--------|-----------|
|                           | 資本金       | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計    |        |           |
| 平成22年12月31日残高             | 1,154,088 | 355,359 | －       | 1,509,448 | 23,779 | 1,533,228 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |         |         |           |        |           |
| 剰余金の配当                    | －         | △46,509 | －       | △46,509   | －      | △46,509   |
| 当期純利益                     | －         | 179,435 | －       | 179,435   | －      | 179,435   |
| 自己株式の取得                   | －         | －       | △48,720 | △48,720   | －      | △48,720   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | －         | －       | －       | －         | 5,430  | 5,430     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －         | 132,926 | △48,720 | 84,205    | 5,430  | 89,636    |
| 平成23年12月31日残高             | 1,154,088 | 488,286 | △48,720 | 1,593,654 | 29,210 | 1,622,864 |

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 トランスファーネット株式会社

#### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 給与賞与株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 給与賞与株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 給与賞与株式会社
- ・持分法を適用しない理由 給与賞与株式会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 子会社株式

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ. その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 建物附属設備 | 3年～15年 |
| 器具備品   | 4年～10年 |
- ロ. 無形固定資産  
・ソフトウェア 自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間の均等償却をしております。

(6) 会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(7) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の未払金は135,848千円であります。

(連結損益計算書)

① 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

② 前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の固定資産除却損は136千円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

32,200千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 15,503株      | 一株           | 一株           | 15,503株      |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成23年3月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 46              | 3,000           | 平成22年12月31日 | 平成23年3月28日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成24年3月27日開催の第12回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 45百万円
- ・1株当たり配当額 3,000円
- ・基準日 平成23年12月31日
- ・効力発生日 平成24年3月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成17年3月24日定時株主総会決議分 | 平成18年3月22日定時株主総会決議分 |
|------------|---------------------|---------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                | 普通株式                |
| 目的となる株式の数  | 345株                | 783株                |
| 新株予約権の残高   | 345個                | 783個                |

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は原則として自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクと管理体制

金融資産の主なものは、現金及び預金、売掛金、買取債権があります。預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金、買取債権については、顧客の信用リス

クにさらされておりますが、社内規程に従い取引先毎の期日入金管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握を行いリスクの低減を図っております。

また、回収遅延債権については、個別に状況を把握する体制としております。

金融負債の主なものは、買掛金、短期借入金、預り金があります。買掛金については、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

短期借入金は、ファイナンス支援サービスの所要資金の一部に充当するためのものです。

預り金は、主に収納代行サービスに係るものであり、翌月には大半が送金されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額  |
|------------|------------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金 | 3,648,346  | 3,648,346 | —    |
| (2) 売掛金    | 510,968    | 510,968   | —    |
| 貸倒引当金      | △788       | △788      | —    |
|            | 510,179    | 510,179   | —    |
| (3) 買取債権   | 1,138,032  | 1,138,032 | —    |
| 資産計        | 5,296,558  | 5,296,558 | —    |
| (1) 買掛金    | 47,642     | 47,642    | —    |
| (2) 短期借入金  | 572,000    | 572,000   | —    |
| (3) 未払金    | 427,592    | 427,592   | —    |
| (4) 預り金    | 2,913,782  | 2,913,782 | —    |
| (5) 長期借入金  | 142,500    | 142,345   | △155 |
| 負債計        | 4,103,518  | 4,103,364 | △155 |

※1年内返済予定の長期借入金は(5)長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買取債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 投資有価証券(連結貸借対照表計上額51,000千円)は、非上場株式で市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

|                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 106,045円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11,827円54銭  |

# 貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,040,097</b> | <b>流動負債</b>      | <b>1,551,053</b> |
| 現金及び預金          | 1,074,207        | 買掛金              | 50,189           |
| 売掛金             | 516,857          | 短期借入金            | 572,000          |
| 買取債権            | 1,138,032        | 1年内返済予定の長期借入金    | 30,000           |
| 商 品             | 49,901           | 未 払 金            | 427,473          |
| 仕 掛 品           | 2,088            | 未 払 費 用          | 12,227           |
| 前 払 費 用         | 11,815           | 未払法人税等           | 3,167            |
| 短期貸付金           | 157,725          | 未払消費税            | 8,712            |
| 繰延税金資産          | 60,674           | 預 り 金            | 431,261          |
| そ の 他           | 29,622           | 前 受 収 益          | 15,470           |
| 貸倒引当金           | △826             | そ の 他            | 550              |
| <b>固定資産</b>     | <b>209,810</b>   | <b>固定負債</b>      | <b>116,346</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>19,432</b>    | 長期借入金            | 112,500          |
| 建物附属設備          | 7,996            | 資産除去債務           | 2,966            |
| 器具備品            | 11,435           | 繰延税金負債           | 880              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>45,316</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>1,667,399</b> |
| ソフトウェア          | 21,379           | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
| そ の 他           | 23,937           | <b>株 主 資 本</b>   | <b>1,582,509</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>145,062</b>   | 資 本 金            | 1,154,088        |
| 投資有価証券          | 50,000           | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>477,141</b>   |
| 関係会社株式          | 60,185           | 利 益 準 備 金        | 4,650            |
| 長期前払費用          | 278              | その他利益剰余金         | 472,490          |
| 従業員長期貸付金        | 2,100            | 繰越利益剰余金          | 472,490          |
| 敷 金             | 29,449           | <b>自 己 株 式</b>   | <b>△48,720</b>   |
| 破産更生債権等         | 2,329            | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>1,582,509</b> |
| そ の 他           | 3,050            | <b>負債純資産合計</b>   | <b>3,249,908</b> |
| 貸倒引当金           | △2,329           |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,249,908</b> |                  |                  |

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成23年1月1日から)  
(平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額   |           |
|-------------------------|-------|-----------|
| 売 上 高                   |       | 1,154,428 |
| 売 上 原 価                 |       | 617,562   |
| 売 上 総 利 益               |       | 536,866   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 351,247   |
| 営 業 利 益                 |       | 185,618   |
| 営 業 外 収 益               |       |           |
| 受 取 利 息                 | 485   |           |
| 受 取 手 数 料               | 301   |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 500   |           |
| そ の 他                   | 152   | 1,439     |
| 営 業 外 費 用               |       |           |
| 支 払 利 息                 | 8,215 |           |
| 支 払 手 数 料               | 1,097 | 9,312     |
| 経 常 利 益                 |       | 177,745   |
| 特 別 利 益                 |       |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 36    | 36        |
| 特 別 損 失                 |       |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1,023 |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 1,871 |           |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額     | 88    | 2,983     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 174,798   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 950   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 503   | 1,453     |
| 当 期 純 利 益               |       | 173,345   |

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成23年1月1日から)  
(平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

|                   | 株 主 資 本   |           |         |                          |           |           |           | 純 資 産 計 |
|-------------------|-----------|-----------|---------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
|                   | 資 本 金     | 利 益 剰 余 金 |         |                          |           | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 計 |         |
|                   |           | 利 準 備 金   | 益 金     | そ の 他 剰 余 金<br>繰 越 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 |           |           |         |
| 平成22年12月31日 残高    | 1,154,088 | -         | 350,305 | 350,305                  | -         | 1,504,393 | 1,504,393 |         |
| 事業年度中の変動額         |           |           |         |                          |           |           |           |         |
| 剰余金の配当            | -         | -         | △46,509 | △46,509                  | -         | △46,509   | △46,509   |         |
| 剰余金の配当に伴う利益準備金の積立 | -         | 4,650     | △4,650  | -                        | -         | -         | -         |         |
| 当期純利益             | -         | -         | 173,345 | 173,345                  | -         | 173,345   | 173,345   |         |
| 自己株式の取得           | -         | -         | -       | -                        | △48,720   | △48,720   | △48,720   |         |
| 事業年度中の変動額合計       | -         | 4,650     | 122,185 | 126,836                  | △48,720   | 78,115    | 78,115    |         |
| 平成23年12月31日 残高    | 1,154,088 | 4,650     | 472,490 | 477,141                  | △48,720   | 1,582,509 | 1,582,509 |         |

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
  - 定率法によっております。
  - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物附属設備 | 3年～15年 |
| 器具備品   | 4年～10年 |
- ② 無形固定資産
  - ・ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 32,200千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 14,405千円
  - ② 短期金銭債務 27,900千円
- (3) 取締役及び監査役に対する金銭債権 120千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 64,623千円
- ② 仕入高 189,272千円
- ③ 営業取引以外の取引高 268千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 一株         | 475株       | 一株         | 475株       |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得475株の増加分でありませ

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 流動資産

##### (繰延税金資産)

|         |             |
|---------|-------------|
| 未払事業税   | 902千円       |
| 未払費用    | 4,039千円     |
| 貸倒引当金   | 299千円       |
| 繰越欠損金   | 55,086千円    |
| 商品評価損否認 | 6,703千円     |
| その他     | 347千円       |
| 小計      | 67,378千円    |
| 評価性引当額  | △6,703千円    |
| 繰延税金資産  | 合計 60,674千円 |

#### 固定資産

##### (繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 一括償却資産    | 285千円     |
| 投資有価証券評価損 | 25,663千円  |
| 貸倒引当金     | 730千円     |
| 資産除去債務    | 1,057千円   |
| 小計        | 27,737千円  |
| 評価性引当額    | △27,737千円 |
| 繰延税金資産    | 合計 一千円    |

#### 固定負債

##### (繰延税金負債)

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 880千円    |
| 繰延税金負債          | 合計 880千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 法定実効税率            | 40.69%  |
| (調整)              |         |
| 交際費等永久に損金算入されない項目 | 0.40%   |
| 住民税均等割            | 0.54%   |
| その他               | △0.04%  |
| 評価性引当額の増減         | △40.76% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.83%   |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                     | 取引の内容          | 取引金額<br>(注5) | 科目    | 期末残高<br>(注5) |
|-----|------------------|--------------------|-----------------------------------------------|----------------|--------------|-------|--------------|
| 子会社 | トランスファーマーネット株式会社 | 所有<br>直接<br>66.0%  | 当社は決済サービスの提供を行うとともに、取納業務の委託を行っております。<br>役員の兼任 | 当社サービスの提供(注1)  | 64,623       | 売掛金   | 5,933        |
|     |                  |                    |                                               | サービス手数料の支払(注2) | 187,948      | 買掛金   | 27,737       |
| 子会社 | 給与賞与株式会社         | 所有<br>直接<br>100.0% | 当社の得意先の決済支援業務を行っております。<br>役員の兼任               | サービス手数料の支払(注2) | 1,323        | 買掛金   | 163          |
|     |                  |                    |                                               | 業務の支援(注3)      | 240          | 未収入金  | 21           |
|     |                  |                    |                                               | 資金の貸付(注4)      | 7,725        | 短期貸付金 | 7,725        |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、当社通常取引価格を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) サービス手数料の支払については、当社からの提示価格を基礎として交渉の上、決定しております。
- (注3) 業務の支援については、当社からの提示価格を基礎として交渉の上、決定しております。
- (注4) 貸付金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。  
なお、担保は受け入れておりません。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(注2) | 科目  | 期末残高<br>(注2) |
|----|----------------|--------------------|-----------|----------------|--------------|-----|--------------|
| 役員 | 松尾 眞           | 被所有<br>直接<br>0.8%  | 当社監査役     | 弁護士報酬等<br>(注1) | 6,823        | 未払金 | 246          |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 弁護士報酬等は弁護士報酬規定等を参考に決定しております。  
なお、弁護士報酬については、当社監査役松尾 眞の所属する桃尾・松尾・難波法律事務所に対するものであり、顧問弁護士契約には、松尾 眞は含まれておりません。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 105,304円04銭
- (2) 1株当たり当期純利益 11,426円08銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

## 10. その他の注記

退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金は総合設立型であるため、「退職給付に係る会計基準」（平成19年5月15日 企業会計基準委員会 注解12）に基づき、当該厚生年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

### (2) 退職給付債務に関する事項

当社は、全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金は総合設立型であるため、退職給付債務に関する事項の記載を省略しております。

### (3) 退職給付費用に関する事項

|        |         |
|--------|---------|
| 勤務費用   | 5,177千円 |
| 退職給付費用 | 5,177千円 |

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金は総合設立型であるため、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項の記載を省略しております。

### (5) 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

#### ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

|                |               |
|----------------|---------------|
| 年金資産の額         | 441,284,219千円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 497,682,899千円 |
| 差引額            | △56,398,679千円 |

#### ② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成23年3月31日現在）

0.02%

#### ③ 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高775,766千円及び不足額55,622,913千円であります。

なお、上記②の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年2月14日

ビリングシステム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠藤康彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビリングシステム株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年2月14日

ビリングシステム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠藤康彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年2月16日

ビリングシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 窪小谷 隆 ㊟

社外監査役 松 尾 眞 ㊟

社外監査役 山 田 啓 介 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとしつつ、当期の業績ならびに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3,000円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は45,084,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成24年3月28日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                               |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 第1章 総 則                  | 第1章 総 則                             |
| (目的)                     | (目的)                                |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。            |
| 1～10 (記載省略)              | 1～10 (現行どおり)                        |
| (新設)                     | <u>11 古物売買</u>                      |
| (新設)                     | <u>12 各種リース、レンタルおよびその管理運営に関する業務</u> |
| <u>11</u> (記載省略)         | 13 (現行どおり)                          |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 窪小谷隆氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| すずき せいじろう<br>鈴木 誠二郎<br>(昭和23年9月3日生) | 昭和46年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行<br>平成12年11月 さくら情報システム株式会社<br>常務取締役<br>平成13年4月 同社代表取締役・専務取締役経営企画室長<br>平成17年6月 室町不動産株式会社<br>代表取締役・専務取締役管理本部長 | —          |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

当社は、平成20年3月6日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定し、平成23年8月12日開催の当社取締役会にて、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。本プランの有効期間は、平成24年3月27日に開催予定の第12回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、本プランの導入後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上については株主の皆様のご共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、平成24年3月5日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件として、下記の内容にて、本プランを継続導入することを決議いたしました。

つきましては、株主の皆様にご本プランを継続導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続導入が決議されました平成24年3月5日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの運用が適切に行われることを条件に、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。また、平成23年12月31日現在における当社の大株主の株式保有状況は、別紙1のとおりであります。現在のところ、当社は、当社株券等の大量の買付けに関する提案を一切受けておりません。

#### 記

##### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、企業の決済業務と多数の金融機関を一元的に結び、様々な決済ソリューションを提供することを目的に、平成12年6月に設立されました。当社の創業者は、銀行における23年の実務経験の中で、企業間決済や資金運用機能の開発に携わってまいりましたが、多くの企業から寄せられる決済処理や資金繰り業務の効率化の要望に、金融機関が提供する機能やサービスだけでは十分に

答えられないという事態に直面しておりました。そこで、当社は、金融機関という立場では様々な制約もあることを踏まえて、系列を超えた真にユーザーサイドに立ったサービスの実現を図ることを目指してまいりました。

企業の決済処理と資金繰りを効率化するためには、取引先の利用するすべての銀行との連携、そして十分な情報伝達と処理スキームの共有が必要となります。そこで、当社は、インターネットを利用した決済基盤の構築を通して、各種金融機関のサービスと連携して利用できる独自の決済プラットフォームを構築してまいりました。金融機関等決済機関はそれぞれ使用するシステムが異なりますが、当社では企業から受け取った決済等の情報を、必要な決済機関に合致したデータに変換して伝達いたします。これにより、企業は決済機関毎に決済等の情報を送付しなくとも、当社とアクセスすることで一括して決済等の業務を完結させることが可能となります。

こうした事業に携わる当社の社員は、決済業務を知り尽くした専門家集団であり、高いコンサルティング力を有しております。そして、かかる専門知識を活かして顧客企業の事業モデルに即した効率化とコスト削減を実現する決済手段を提案しております。

この結果、インターネットを利用した個人投資家の株式の売買、為替・金融先物取引に付随する銀行口座、証券口座（証拠金口座）間の資金移動をリアルタイムでサポートする「クイック入金サービス」は一種業界の標準サービスとなり、現在約80社で利用されております。また、自賠償保険に関わる損害保険業界の共通のシステム（e-JIBAI）において収納代金の回収業務を受託しており、これも損害保険業界の標準サービスとなっております。

当社の顧客は、このように証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社といった金融庁が所管する金融機関が多く、当社はアウトソーシング先として、当局が要求する事務、システム、オペレーションにおける一定の水準をクリアすることが求められており、当社の提供する「決済情報プラットフォーム」は、企業活動の合理化を支援するサービスとして一種の社会インフラともなっております。

このような決済関連サービスを提供する中で、当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。

したがいまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資さない株券等の大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

## II. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1 当社の企業価値の源泉

#### (1) 高い専門性

当社の営業は、個々の企業ニーズに合わせた決済処理と資金繰りの効率化についての提案型営業が主体であり、規格化された商品をマスマーケットに拡販する営業とは異なります。このため決済やファイナンスに関わる高度の専門的知識が求められております。当社の設立当初は創業者のかかるノウハウに依存しておりましたが、その後OJTによる教育の浸透、また信販会社、銀行、ノンバンク、証券会社等の出身者が入社したこともあり、組織としての高い専門性を有するようになっております。

特に、企業間取引における決済業務の効率化のみならず、売掛債権の早期資金化等資金繰りの支援を組み合わせることにより、より広範囲な企業ニーズに応えることができるようになりました。個々のサービスについては例えば収納

代行会社、ファイナンスカンパニー等が提供しておりますが、決済業務の効率化と、資金繰りの支援を組み合わせたサービスとして提供している例は他にございません。

## (2) 提携金融機関と顧客企業

当社の最大の強みは、大手銀行、ネット銀行、ゆうちょ銀行等多数の金融機関との提携により、決済業務における中継システムとして統合的な決済基盤を確立していることです。設立以来築き上げてきた金融機関との連携は、システム面のみならず、人的ネットワークも含めた幅広いものです。こうした基盤の構築により、顧客企業にかつてない利便性の提供を可能にしております。

また、当社の主要顧客は、証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社等の金融関連企業となっております。こうした企業との取引は、一度取引を開始させていただくと、継続的な取引につながるケースが多々あります。

このような顧客資産と提携金融機関のネットワークは当社にとって最大の財産であり、今後とも一層取引深耕を図っていくことが必要となります。

## (3) 企業風土と健全な財務体質

決済サービスは、物の販売等の経済活動の裏側にある、謂わば黒子のような存在ですが、なくてはならない一種の社会インフラとも言えます。そして、これを支えるには堅牢なシステムとオペレーションが必要です。また業務に携わる社員には、高い倫理観と、誠実性が求められております。このように、当社は、縁の下の力持ち的な存在であることから、当社社内でも堅実な成長を求め続ける企業風土が定着しているとともに、当社としても、それを維持することが重要となっております。当社では、創業以来培ってきたノウハウに加えて、こうした堅実、誠実な企業としての姿勢があいまって、安心、安全、安定したサービスを提供できる体制が構築できているものと認識しております。

また、こうしたサービスを支える企業にとっては、財務体質の健全化が取引先の信頼を確保するために重要となるため、当社は、極めて健全な財務体質を維持しており、今後の事業拡大における設備投資、人的投資、企業買収等にも迅速に対応できる資金力を保有しておりますが、こうした財務体質の健全性も、当社の成長の礎となっております。

## 2 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のためには、既存ビジネスの拡大と新規ビジネスへの取組みが必須であると認識しております。

当社の決済支援サービスの主力商品としてクイック入金サービス、収納代行サービスがございしますが、今後はこれらに加え、送金事務代行サービスの新スキームの構築を図り、資金の回収に加え、資金の支払業務のサポートも強化し

てまいります。

また、ファイナンス支援サービスについては、金融会社との連携により、より広範なニーズに対応できるよう注力してまいります。

さらに、本邦の中小企業が海外（中国）で商品、製品、サービス等を販売するにあたり、それを支援する決済基盤の構築を図り、更に中国での展開と並行し、アジア地域全般で利用できる本邦企業のための貿易・決済の基盤構築を目指してまいります。

### 3 株主還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しております。これまで利益配分においては、経営体質の強化と将来の成長に備えて内部留保の充実を優先させていただいておりましたが、平成22年度の期末配当につきましては、当社株式を長期保有していただいております株主への利益還元として、一株当たり3,000円の期末配当を実施し、平成23年度の期末配当につきましても、一株当たり3,000円とさせていただく予定です。当社には税務上の繰越欠損金がございますが、欠損金解消後は純利益の35%程度を目処として配当を実施する方針です。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資さない株券等の大量の買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するべく、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する株券等の大量の買付けを抑止するためには、大量の買付けを行う者に対して当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大量の買付け行為を行う者が提案する事業及び経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株

主の皆様判断の参考に供すること、当社取締役会が当社の事業及び経営の方針等について当該買付けを行う者との間で交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様へ提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大量の買付け行為に対する対抗措置を発動することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量の買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の確保・向上に資すると考え、株券等の大量の買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量の買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することといたしました。

## 2 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を15%以上とする当社株券等の買付け行為又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社株券等の買付け行為（注4）（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付け行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様へ適切に判断していただくために必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書（下記3（1）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記3（1）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（独立委員会の詳細については下記3（3）「独立委員会の勧告」をご参照下さい。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの概要については、別紙2をご参照下さい。

注1：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株式所有者等

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）

又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

注3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社その時点での発行済全株式数から、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数を除いた株式の議決権数とします。

注4：本プランにおいては、適用基準を15%としておりますが、かかる基準は、

- (i)財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則における関連会社への該当性の判断において、議決権の割合が15%以上20%未満であることが一つの基準となっていること、(ii)別紙1のとおり、平成23年12月31日現在において、発行済株式総数に対する持株比率が15%を超える株主が存在しておらず、株主が分散していること、(iii)簡易合併等について株主総会

決議を省略することを阻止するための基準が、議決権割合の6分の1（約16.7%）超となっており（会社法第796条第4項、会社法施行規則第197条第1号等参照）、会社法上も重要な意義を有している数字であること、などを総合的に勘案した結果であります。

### 3 大量買付ルールの内容

#### (1) 大量買付者に対する情報提供の要請

##### ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役に対して、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

##### イ 情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

当社取締役会は、必要に応じて独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)「当社取締役会における大量買付行為の検討等」において定義します。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、意向表明書が提出された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。また、当社取締役会は、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）

の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容並びに役員の氏名略歴、過去における法令違反行為の有無等を含みます。）

- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、実行の蓋然性等を含みます。）
  - ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
  - ④ 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
  - ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金の提供が実行されるための条件及び関連する取引の内容等を含みます。）
  - ⑥ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
  - ⑦ 大量買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
  - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記（3）「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、当社取締役

会又は株主総会において対抗措置発動の是非が決定された後のみ、大量買付行為を開始できるものとします。当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、その旨を開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において開示するものとします。

### (3) 独立委員会の勧告

#### ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外の者のみで構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については別紙3のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。また、当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含みます。）の中から選任されるものとします。本プラン継続導入時の独立委員会委員候補者の略歴については別紙4をご参照下さい。

#### イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定め、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合のみに限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができますものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

#### 4 大量買付行為に対する対抗措置

##### (1) 対抗措置発動の条件

###### ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供、並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

但し、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、下記①乃至⑧のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥ 買付けの条件（買付けの対価の価額・種類、買付けの時期・方法、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けの実現可能性、買付けの後の経営方針・事業計画、並びに買付けの後に於ける当社の他の株主、当社の社員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付けである場合
- ⑦ 大量買付者による支配権の取得により、株主の皆様、企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損されることに加え、更に株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるなど、当社の企業価値だけでなく、株主の皆様が共同の利益を著しく害する場合
- ⑧ 大量買付者等の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

#### イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

#### ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

#### (2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様様の判断に従って、対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙5のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止もしくは撤回することができるものとします。

#### 5 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、当初、平成23年8月12日開催の当社取締役会決議により導入され、その有効期間を本定時株主総会の終結の時までとしておりますが、本定時株主総会において、本プランの継続導入に関する本議案について、株主の皆様にご承認いただいた場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長されるものとし、以後も同様とします。また、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、その時点をもって、本プランは失効します。

もっとも、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入及び継続導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うことが適切であり、当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

### IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

#### 1 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.）について

上記Ⅱ. 「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様  
の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とす  
るものではありません。

## 2 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が 支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ．）について

### （1）当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべき  
か否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するた  
めに必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交  
渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆  
様の共同の利益を確保・向上するための取組みであり、基本方針に沿うもので  
あります。

### （2）当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様のご共同の利益を  
損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない  
と考えております。

#### ア 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること 等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企  
業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」  
において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事  
前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し  
ております。

また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近  
時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容に  
なっており、合理性を有するものであります。

#### イ 株主の皆様のご意思の重視と情報開示

本プランは、当初、当社取締役会決議により導入されたものですが、上記  
Ⅲ．5「本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、当社は、  
本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として本  
プランを継続導入させていただき、それ以後も継続導入について株主の皆  
様の意思を確認してまいります。

また、上記Ⅲ．5「本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」記載のと  
おり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プ

ランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても、株主の皆様のご意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、上記Ⅲ. 4 (1) ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することとされており、対抗措置の発動に関しても株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

また、株主の皆様へ、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ. 3 (1) 「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ. 3 (3) 「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 4 「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、上記Ⅲ. 4 (1) ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣

意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5「本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

1 本プランの継続導入が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続導入時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様との権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となります。したがって、本プランの継続導入は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ. 4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意下さい。

2 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上することを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態になることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 3 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙5の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりであります。

#### (1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

但し、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要がありますのでご留意下さい。

#### (2) 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

#### (3) 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受け

ることができます。但し、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以 上

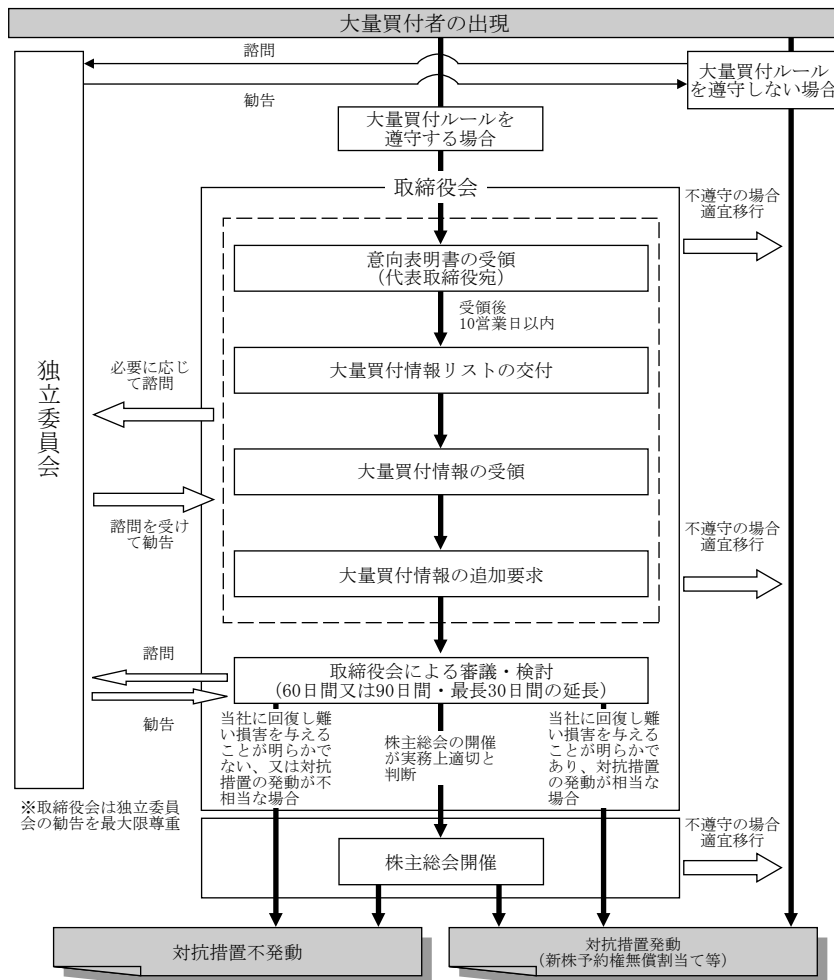
別紙 1

平成23年12月31日現在の当社大株主の株式保有状況

| 株 主 名                                     | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|-------------------------------------------|---------|----------|
| 江 田 敏 彦                                   | 1,475   | 9.81     |
| 株 式 会 社 ソ フ ィ ア ホ ー ル デ ィ ン グ ス           | 1,214   | 8.07     |
| 株 式 会 社 エ ヌ ・ テ ィ ・ テ ィ ・ デ ー タ           | 1,100   | 7.31     |
| 窪 小 谷 隆                                   | 821     | 5.46     |
| キ ャ ノ ン I T ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社       | 525     | 3.49     |
| 株 式 会 社 大 塚 商 会                           | 500     | 3.32     |
| 住 原 智 彦                                   | 453     | 3.01     |
| 柿 久 保 譲                                   | 427     | 2.84     |
| ニ ュ ー ・ フ ロ ン テ ィ ア ・ パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社 | 311     | 2.06     |
| 白 河 電 子 工 業 株 式 会 社                       | 310     | 2.06     |
| 計                                         | 7,136   | 47.48    |

(注) 当社は、自己株式475株を保有しておりますが、上記の表に記載しておりません。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

本プランの概要



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容については議案本文をご参照下さい。

## 独立委員会規則の概要

### 1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

### 2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。また、当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含む。）の中から選任される。

### 3. 独立委員の任期

独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期間の満了時までとし、再任を認めるものとする。また、増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

### 4. 独立委員会の招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各独立委員が招集する。

### 5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

### 6. 独立委員会の権限事項

(1)独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。

- ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
- ③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
- ④ 対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
- ⑤ 本検討期間の延長の可否
- ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更

⑦ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2)独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

別紙4

独立委員会委員候補者の略歴

田淵 智久（たぶち ともひさ）

昭和59年4月 弁護士登録 須崎・中村法律事務所入所

平成元年4月 田淵法律事務所開設

平成3年4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所

平成19年4月 末吉綜合法律事務所（現潮見坂綜合法律事務所）開設（現任）

田中 信隆（たなか のぶたか）

平成8年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所

平成13年9月 長島・大野・常松法律事務所入所

平成18年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー

平成19年12月 大江橋法律事務所パートナー

平成21年1月 大江橋法律事務所カウンセラー（現任）

山田 啓介（やまだ けいすけ）

昭和60年4月 デロイトハスキングズアンドセルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所

平成4年4月 株式会社辰巳会計事務センター入社

平成8年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所

平成21年12月 公認会計士・税理士山田啓介事務所設立（現任）

平成23年3月 当社社外監査役就任（現任）

## 新株予約権の概要

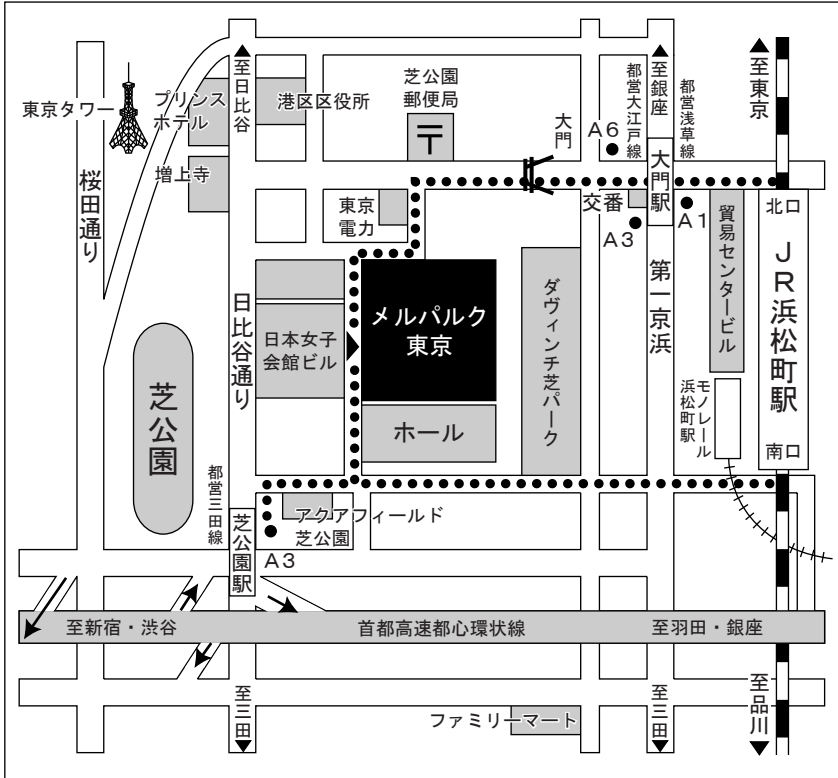
1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数  
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日  
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（但し、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件  
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 4階 孔雀の間  
TEL 03-3433-7211



## 交通のご案内

- JR  
浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール  
浜松町駅（北口）から徒歩8分
- 地下鉄  
芝公園駅（都営三田線「東急目黒線乗入」）A3出口から徒歩2分  
大門駅（都営浅草線「京浜急行・京成乗入」、都営大江戸線）  
A3出口から徒歩4分  
A6出口から徒歩4分  
A1出口から徒歩5分